

# 笛吹市子育て世代住宅取得補助金交付要領

## 1 目的

この補助金は、移住及び定住の推進に資するため、新たに住宅の取得を行う子育て世代に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 条件

- ・中学生以下の子ども(胎児を含む)がいる世帯
- ・申請する住宅に住民基本台帳に登録し、10年以上住む予定の世帯
- ・金融機関から10年間以上かつ1,000万円以上の借入又は借入の予定がある方
- ・住宅のある地域の行政区に加入すること
- ・市税及び市債務を滞納していない世帯
- ・暴力団員がいない世帯

## 3 交付対象住宅

- ・補助対象者が所有権を有する住宅
- ・新築・建売・中古の住宅であること(居住用部分の面積が50㎡以上)  
※補償により新築・購入する住宅は除く

## 4 事業計画書の提出

事業計画書(様式第1号)に次の書類を添付すること

- (1) 図面(住宅位置図、配置図、各階平面図及び立面図)
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 契約金額の内訳が分かるもの
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し又は建築工事届に係る台帳記載事項証明書の写し(新築住宅、建売住宅に限る。)
- (5) 世帯全員の住民票(市内に住所を有しない者に限る。)
- (6) 母子健康手帳の写し等、妊娠が確認できるもの(妊娠中の者がいる場合に限る。)
- (7) 申請年度及び申請年度前年度における、世帯全員(18歳以上の者に限る。)の市区町村税の納税証明書(市内に住所を有しない者に限る。)
- (8) 定住誓約書兼行政区加入誓約書(様式第2号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

### ◇提出期限

一次募集：7月31日 二次募集：12月20日(休日の場合は、その前日)

- (1) 新築住宅 工事請負契約締結後1年以内
- (2) 建売住宅及び中古住宅 売買契約締結後1年以内

※遅くとも交付申請の提出期限(交付対象住宅を取得日から1月以内)より10日程度前には提出してください。

## 5 交付申請

交付申請書(様式第6号)に次の書類を添付すること

- (1) 工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類の写し
- (2) 交付対象住宅の土地及び建物の表示に関する不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条の規定による登記事項証明書
- (3) 借入残高証明書(申請の日前30日以内のもの)
- (4) 写真(着工前、工事中及び完成)
- (5) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し(新築住宅、建売住宅において、建築基準法第6条第1項の規定に基づき届出を行った住宅に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

・提出期限

交付対象住宅を取得日から1月以内

## 6 交付決定

申請書の内容を審査し、必要に応じて現地確認を行い、事業採択の適否及び補助金額を決定し、交付決定通知書により通知します。

## 7 補助金額

新築住宅：30万円、中古住宅：25万円

## 8 請求書の提出

交付申請書を審査し、必要に応じて現地確認を行い、補助金の額を確定し、補助事業者へ補助金交付決定通知書により通知します。補助事業者は決定通知を受領後、請求書(様式第8号)を提出してください。

## 9 その他

- (1) 提出された書類はお返ししません。
- (2) 補助金の交付は、同一世帯・住宅に対し、1回のみです。
- (3) 条件に違反したとき又は虚偽等の不正行為が発覚したときは、補助金の返還を求めることがあります。
- (4) 本補助金は、平成30年度から平成32年度の3年間を予定しています。

### 【問い合わせ・提出先】

笛吹市役所企画課移住定住担当

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL 055-267-8970 FAX 055-262-4115

mail:ijyuteijyu@city.fuefuki.lg.jp